香芝市告示第１８８号

景観法（平成１６年法律第１１０号）第９８条第１項及び第２項の規定により、景観行政事務を処理するので、同条第３項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１０月１日

香芝市長　三　橋　和　史

景観行政事務の処理を開始する日　令和８年１１月１日